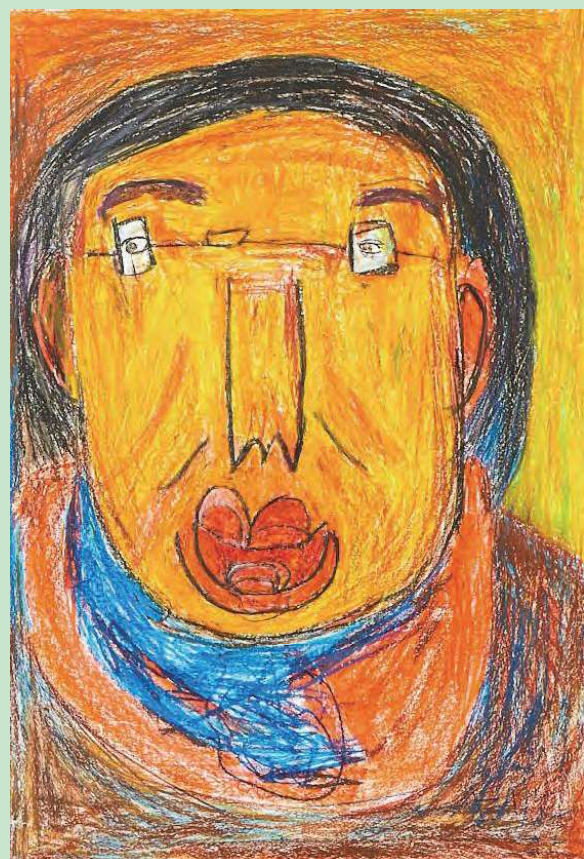


障害者福祉の しおり

豊島区

令和5・6年度版



令和5年・6年度版 「障害者福祉のしおり」

- ◎この「障害者福祉のしおり」は、豊島区にお住まいの障害者の方に利用していただく障害者福祉施策の概要や、窓口を紹介したものです。
- ◎INDEX及び目次（1～6ページ）・障害程度別《早見表》（8～20ページ）・索引（139～142ページ）をご覧ください、必要な内容を探していただき、該当のページを開きますと、事業の内容や窓口等をお調べいただくことができます。
- ◎このしおりに掲載している各事業等の詳細は、**各担当の窓口にお問い合わせください**。豊島区役所以外が窓口の事業につきましては、各窓口へ直接お問い合わせください。
- ◎このしおりの内容は、**令和5年8月現在**で編集しています。次の発行は令和7年度を予定しています。その間の制度変更等は、「広報としま」等でお知らせします。
- ◎**身体障害者支援第一・第二グループ及び東西障害支援センターと、池袋保健所・長崎健康相談所**につきましては、お住まいの所在地により受け持ち区域が異なります。**43ページの「受持区域」**をご覧ください。
- ◎**JAVISコード**について
各ページの角の位置に印刷された四角い模様は、JAVISコードといいます。JAVISコードは、主に視覚障害者の方が専用の読み取り装置を使って、音声で内容を聞くことができるものです。JAVISコードの印刷された位置をわかりやすくするため、コードの隣に**切りかき**をいれてあります。

☆絵画は、第15・16回豊島区障害者美術展の受賞作品です。

表表紙

裏表紙

左上：「空の皇帝VS百獣の王」

高橋 弦也（社会福祉協議会会長賞）

左：「ハレザ池袋！」

高橋 由男（最優秀賞）

右上：「春がきた、桜が咲いた」

久保 貴寛（優秀賞）

右：「人物像（泣き笑い今年は私）」

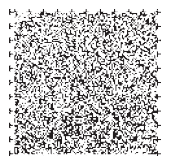
設楽 順子（最優秀賞）

左下：「風にのって」

川村 智英（優秀賞）

右下：「かに」

伊藤 賢士（優秀賞）

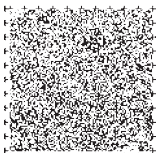


障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

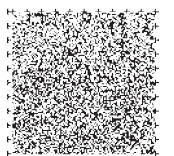
各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。 【窓口】公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。 信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。 【窓口】社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 【窓口】警察庁 電話 03-3581-0141
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 【窓口】警察庁 電話 03-3581-0141
	耳マーク（聴覚障害者マーク） 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。 また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。 【窓口】一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。 不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。 【窓口】厚生労働省 電話 03-5253-1111 FAX 03-3503-1237
	オストメイト用設備／オストメイト オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。 オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。 【窓口】公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 電話 03-3221-6673 FAX 03-3221-6674
	ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。 心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 【窓口】特定非営利活動法人ハート・プラスの会 電話 080-4824-9928
	東京都の「ヘルプマーク」 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。 そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。 【配布方法】 ・対象者からの申し出により、豊島区の各窓口（障害福祉課、障害支援センター、保健所、区民事務所等）又は、都営地下鉄各駅の駅務室等でヘルプマークを配布しています。 【窓口】豊島区保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ 電話 03-3981-1766



INDEX

目次	2~6
障害程度別《早見表》	8~20
案内図	21~27
障害福祉サービスのあらまし	28~41
1 相談窓口	42~49
2 手帳の交付	50~53
3 手当・年金	54~62
4 医療	63~73
5 日常生活の援助	74~80
6 介護・派遣など	81~85
7 生活圏をひろげる	86~88
8 点字・テープなど	89~93
9 保育・教育・障害児通所支援	94~98
10 職業・資金の貸付	99~104
11 講習会・レクリエーション・社会参加など	105~110
12 人材の養成・ボランティアなど	111~112
13 住宅	113~115
14 税の軽減	116~119
15 交通機関の割引など	120~123
16 各種料金等の軽減	124~128
17 施設など	129~137
18 福祉のまちづくり	138
19 索引	139~142



目次

障害程度別《早見表》	8
案内図	21
障害福祉サービスのあらし	28
障害者差別解消法	40

1. 相談窓口

障害福祉課(区)	42
池袋保健所・長崎健康相談所(区)	43
高齢者医療年金課(区)	44
子育て支援課(区)	44
子ども家庭支援センター(区)	44
豊島区児童相談所	44
介護保険課(区)	44
東京都心身障害者福祉センター	45
高次脳機能障害専用電話相談	45
東京都障害者福祉会館(ピアカウンセリング)	45
東京都手をつなぐあんしん相談(青年期相談)	46
東京聴覚障害者支援事業所	46
聴力障害者情報文化センター	46
視覚障害者生活サポート	46
東京都立小児総合医療センター ころの電話相談室	46
東京都難病相談・支援センター	47
精神保健福祉センター	47
身体障害者相談員(区)	47
知的障害者相談員(区)	47
民生委員・児童委員	48
豊島区民社会福祉協議会	48
成年後見制度の利用支援	49

2. 手帳の交付

身体障害者手帳	50
愛の手帳(東京都療育手帳)	50
精神障害者保健福祉手帳	51

身体障害者障害程度等級表	52
--------------	----

3. 手当・年金

障害等級別で申請可能な手当の早見表	54
-------------------	----

各種手当

特別障害者手当(国の制度)	56
障害児福祉手当(国の制度)	57
重度心身障害者手当(都の制度)	57
心身障害者福祉手当(区の制度)	58
難病患者福祉手当(区の制度)	58
特別児童扶養手当(国の制度)	59
児童扶養手当(国の制度)	59
児童育成手当(障害手当)(区の制度)	59
児童育成手当(育成手当)(区の制度)	60

年金

心身障害者扶養年金(都の制度)	60
心身障害者扶養共済制度(都の制度)	60
障害基礎年金(国民年金)	61
特別障害給付金(国の制度)	61
障害厚生年金・障害手当金(一時金)(厚生年金)	62
傷病(補償)年金・障害(補償)給付(労働者災害補償保険)	62

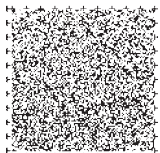
見舞金

原爆被爆者見舞金	62
----------	----

4. 医療

医療助成

東京都心身障害者医療費助成〔受給者証〕	63
自立支援医療(育成医療)	63
自立支援医療(更生医療)	64
小児精神病医療費助成(入院医療費助成)	64



難病の医療費助成	65
小児慢性特定疾病の医療費助成	68
自立支援医療(精神通院治療)	69
ひとり親家庭等の医療費助成(「親医療証」)	69
B型・C型ウイルス肝炎治療費助成	70
被爆者援護事業に関する申請	70
子どもの医療費助成(「親医療証」「子医療証」「養医療証」)	70
スモン患者に対するはり等施術費助成	71
特定疾病の負担軽減	71
後期高齢者医療制度	71

医療機関・医療情報

心身障害者(児)医療機関	72
心身障害者(児)歯科診療機関	72
休日診療・平日準夜診療	73
医療機関案内	73

5.日常生活の援助

補装具・生活用具

補装具費の支給	74
日常生活用具・住宅改修費の給付	74
屋内移動設備の給付	77
小児慢性特定疾病児 日常生活用具給付事業	77
中等度難聴児発達支援事業(補聴器購入費の助成)	77

快適な在宅生活のために

心身障害者理美容サービス	77
障害者入浴サービス	78
寝具類洗濯乾燥サービス	78
紙おむつの支給・おむつ購入費の助成	78
機能回復助成(はり・きゅう・マッサージ)	78
点字図書の給付	78
重度身体障害者等緊急通報システム	79
重度心身障害者火災安全システム	79
福祉電話の貸与	79
東京消防庁緊急ネット通報	79
FAX・アプリによる警察署への緊急通報	80
119番ファクシミリ通報	80
在宅難病患者医療機器貸与	80
災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業	80

6.介護・派遣など

日常生活の介護など

障害者総合支援法による介護給付	81
困りごと援助サービス～ちょこっとお助け活動～	81
移動支援	82
日中一時支援	82
重度脳性麻痺者介護	82
重度障害者の大学等修学支援	82
在宅重症心身障害児(者)等訪問	82
リボンサービス(住民参加型在宅福祉サービス)	83

通訳・介助者派遣など

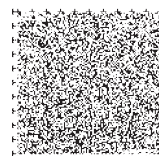
東京都(視覚障害者)ガイドセンター	83
豊島区手話通訳者派遣センター	83
要約筆記者の派遣	83
盲ろう者通訳・介助者派遣	83
東京都盲ろう者支援センター	84
視覚障害者の情報・コミュニケーション支援	84
福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」	84

一時的な介護が必要なとき

心身障害者(児)緊急一時保護(区の制度)	85
短期入所(ショートステイ)	85
在宅難病患者一時入院	85
重度心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援	85

7.生活圏をひろげる

福祉タクシー券の交付	86
自動車燃料費助成	86
自動車運転教習費の助成	86
重度身体障害者用自動車改造費の助成	87
車いすの貸出	87
補助犬の給付	87
福祉有償運送(車いす利用者等への運送サービス)	88
視覚障害者外出支援事業(音声道案内)	88
その他	88



8.点字・テープなど

視覚障害者

点字版区議会だより・声の区議会だより(テープ版) …89
点字広報・声の広報(テープ版・デジターCD版) …89
点字版としま生活ガイド …89
障害者福祉のしおり(点字版・デジター版) …89
広報東京都・都議会だより(点字版・テープ版・デジター版) …89
福祉テレホンサービス …90
図書館の視覚障害者等サービス …90
その他の点字図書館 …90
点字即時情報ネットワーク …90
視覚障害者用図書・雑誌の製作と貸出・配信 …91
視覚障害者用図書レファレンスサービス …91
点字録音刊行物作成配布 …91
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス …91
視覚障害に関するDVD貸出 …91
その他 …91

聴覚障害者

聴覚・言語障害者のためのレファレンスサービス …92
聴覚障害者向け映像ライブラリー …92
字幕付16ミリ映画フィルムの貸出 …92
コミュニケーション機器等の貸出 …92
聴覚障害に関する図書・資料等の貸出・閲覧 …93
その他 …93

9.保育・教育・障害児通所支援

保育・教育

障害児保育事業(保育園) …94
障害児保育事業(学童クラブ) …94
発達支援事業 …94
就学相談 …94
特別支援学級設置校・特別支援教室 …95
特別支援学級(固定学級)まとめ展 …95
特別支援教育就学奨励費 …95
特別支援学校 …96

障害児通所支援

児童発達支援 …97
医療型児童発達支援 …97
放課後等デイサービス …98
保育所等訪問支援 …98
居宅訪問型児童発達支援 …98

10.職業・資金の貸付

職業相談・訓練など

障害者総合支援法による訓練等給付 …99
障害者就労支援 …99
ハローワーク池袋(池袋公共職業安定所) …100
失業給付(雇用保険) …100
日本視覚障害者職能開発センター …100
東京障害者職業センター …100
公益財団法人 東京しごと財団 …101
東京障害者職業能力開発校 …101
国立職業リハビリテーションセンター …102
たばこの小売販売業の許可 …102
IT技術者在宅養成講座(重度身体障害者在宅パソコン講習) …103

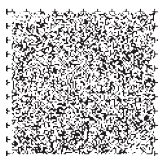
資金の貸付

生活福祉資金の一覧 …104
自動車事故被害者に対する支援 …104

11.講習会・レクリエーション・社会参加など

視覚障害者のための講習会

中途失明者緊急生活訓練 …105
家庭生活訓練 …105
盲青年等社会生活教室 …105
パソコン教室 …105
中途視覚障害者点字教室 …105
IT教室 …105
教養講座 …105
音楽教室 …105



聴覚障害者のための講習会

中途失聴者・難聴者手話講習会	105
読話講習会	105
文化教養講座	105
社会教養講座	105
手話で学ぶ文章教室	105
コミュニケーション教室	105

音声・言語障害者のための講習会

吃音と上手に付き合うための吃音者講習・ピアカウンセリング	106
喉頭摘出者発声訓練	106

その他の講習会など

人工肛門・人工膀胱造設者への講習会	106
-------------------	-----

レクリエーション・社会参加など

土曜余暇教室	107
豊島区日曜教室(つばさCLUB)	107
親子ふれあい助成	107
東京都障害者休養ホーム	107
宿泊施設利用料	107
区立体育館・プールの利用料	108
東京都障害者スポーツセンター	108

区の行事など

盆踊り大会	109
スポーツのつどい	109
さくらんぼまつり	109
ふくし健康まつり	109
もちつき大会	109
ときめき想造展	109

選挙

代理投票制度	110
点字投票制度	110
郵便等による不在者投票制度	110
「選挙のお知らせ」に点字シール	110

12.人材の養成・ボランティアなど

豊島ボランティアセンター	111
リボンサービス協力会員	111

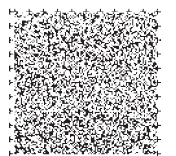
リボンサービス賛助会員	111
ハンディキャップの運行(リフト付乗用自動車)運転協力者	111
ボランティア活動団体への支援協力等	111
手話講習会	112
手話通訳者の養成	112
要約筆記者の養成	112
点訳・朗読(音訳)奉仕員指導者、専門点訳奉仕員の養成	112
国立障害者リハビリテーションセンター	112

13.住宅

都営住宅	113
都営住宅使用料	113
UR都市機構の優遇区分及び近居割制度	114
住み替え家賃助成	114
区営・区立福祉住宅(障害者向け福祉住宅)	114
安心住まい提供事業	115
家賃等債務保証制度	115
木造住宅への耐震シェルター等設置助成	115

14.税の軽減

障害者控除(所得税・住民税)	116
住民税	116
自動車税(環境性能割・種別割)・ 軽自動車税(環境性能割・種別割)	117
相続税	118
贈与税	118
関税	118
個人事業税	118
利子等	119
都税納税通知書の点字サービス	119
都税納税通知書の音声コード対応	119
その他	119



15.交通機関の割引など

JR運賃・私鉄運賃	120
都営交通(無料乗車券)	121
民営バス	121
タクシー運賃	122
航空旅客運賃(国内線に限る)	122
有料道路通行料	122
フェリー旅客運賃	122
駐車禁止規制の対象除外	123
高齢運転者等専用駐車区間制度	123
身体障害者標識(身体障害者マーク)	123

16.各種料金等の軽減

水道・下水道料金	124
NHK受信料	124
郵便料金	125
郵便はがきの無料配付(青い鳥郵便葉書)	125
都立公園等入場料	125
都立公園駐車場料金	125
都立美術館等の観覧料	125
携帯電話割引サービス	125
区立自転車駐車場	126
粗大ごみ等の処理手数料	127
ごみの出前収集	127
出張サービス(住民票の写しの交付申請)	127
証明書発行機・コンビニ交付	128
NTT無料番号案内(ふれあい案内)	128

17.施設など

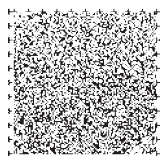
心身障害者福祉センター	129
基幹相談支援センター	129
障害者虐待防止センター	130
区立福祉ホームさくらんぼ	130
共同生活援助(グループホーム)	130
総合施設(国立障害者リハビリテーションセンター)	130
盲人ホーム	131
障害児入所施設	131
障害児通所支援事業所	131
通所施設(区内)	133
入所施設(区内)	136
グループホーム(区内)	136
心身障害者等福祉団体	137

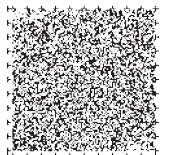
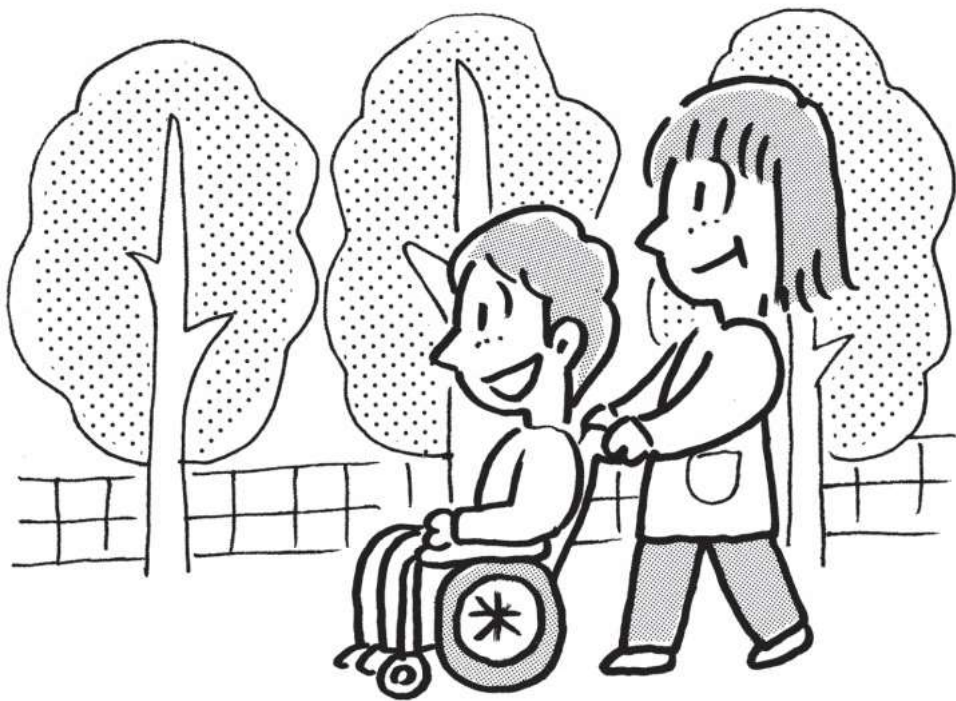
18.福祉のまちづくり

「福祉のまちづくり」事業	138
--------------	-----

19.索引

あ～さ	139
し～す	140
せ～に	141
は～れ	142

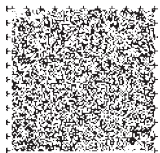




障害程度別 《早見表》

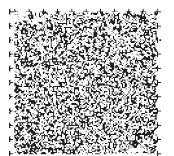
区分		手帳	手当・年金								
本文ページ		50	56	57	57	58		58	59		
事項		身体障害者手帳取得に係る診断書等経費助成	特別障害者手当 (国の制度)	障害児福祉手当 (国の制度)	重度心身障害者手当 (都の制度)	心身障害者福祉手当 (区の制度)		難病患者福祉手当 (区の制度)	注5 特別児童扶養手当 (国の制度)	特別児童扶養手当	
摘要		本文参照	月額 27,980円	月額 15,220円	月額 60,000円	月額 15,500円	月額 8,500円	月額 15,500円	月額 53,700円	月額 35,760円	
区の窓口		障害福祉課	障害福祉課						子育て支援課		
愛の手帳	1度		△	○	△	○	○		○		
	2		△	△	△	○	○		△	△	
	3					○	○			△	
	4						○				
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△	△	○	△	○	○		○	
		2	△	△	△	△	○	○		○	
		3	△					○			○
		4	△								
		5	△								
		6	△								
	聴覚障害	2	△	△	△		○	○		○	
		3	△					○			○
		4	△								
		6	△								
	平衡障害	3	△					○			○
		5	△								
	音声言語	3	△					○			○
		4	△								
	肢体不自由	1	△	△	○	△	○	○		○	
		2	△	△	△	△	○	○		○	
		3	△					○			○
		4	△								△
		5	△								
		6	△								
内部障害	1	△	△	○	△	○	○		△		
	2	△				○	○		△		
	3	△					○			△	
	4	△									
脳性麻痺			△	△	△	○	○		△	△	
進行性筋萎縮症			△	△	△	○	○		△	△	
難病			△	△				○			
精神障害			△	△					△	△	
精神障害者保健福祉手帳			△	△					△	△	
原爆被爆者											
戦傷病者											
年齢制限			20歳以上	20歳未満	65歳未満	20歳以上 65歳未満	65歳未満	65歳未満	20歳未満		
所得制限		有	有	有	有	有	有	有	有	有	
併給制限				注3		注1	注1	注2	注3	注3	

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
 ※手当・年金の金額は令和5年度の額です。
 注1：有(難病患者福祉手当、障害手当) 注2：有(心身障害者福祉手当、障害手当) 注3：有(公的年金)(児童)



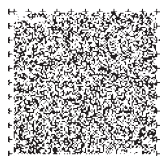
手当・年金								医療		
59	59	60	61	61	62	62	62	63	63	64
注5 (国の制度) 児童扶養手当	児童育成手当 (区の制度) 障害手当	注5 (区の制度) 育成手当	(国民年金) 障害基礎年金	(国の制度) 特別障害給付金	金 時金) (厚生年 障害厚生年金・ 障害手当金(一 害補償保険)	給付(労働者災 害補償(補償)年 金・障害(補償) 給付(労働者災 害補償(補償)年 金)	原爆被爆者 見舞金	(都の制度) 心身障害者 医療費助成	(育成医療) 自立支援医療	(更生医療) 自立支援医療
月額 本文参照	月額 15,500円	月額 13,500円	本文参照				年1回	保険診療等の 自己負担助成	本文参照	治療による 障害の軽減等
子育て支援課			高 齢 者 医療年金課	高 齢 者 医療年金課	本文参照		障害福祉課	保 健 所・ 健康相談所	障害福祉課	
○	○							○		
○	○							○		
△	○									
○	○	○						○		○
○	○	○						○		○
△										○
										○
										○
										○
○	○	○						○		○
△	○	△						○		○
△		△								○
										○
										○
										○
										○
										○
○	○	○						○		○
○	○	△						○		○
△		△						○		○
										○
	○									
	○									
△	△									
△	△							△		
							○			
18歳の年度末まで (一部20歳まで)	20歳未満	18歳の年 度末まで	条件有り	条件有り	条件有り	条件有り		65歳未満	18歳未満	18歳以上
有	有	有						有	有	有
一部有	注4有							有		

※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。
注4：有（心身障害者福祉手当）
注5：児童扶養手当等は、診断書をもとに受給要件の判定をします。
上記一覧表は目安となりますのでご了承ください。



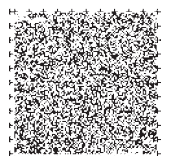
区分		医療										
本文ページ		64	65	68	69	69	70	70	70	71	71	
事項		(入院医療費助成) 小児精神病 医療費助成制度	難病の 医療費助成	小児慢性特定 疾病の医療費 助成	自立支援医療 (精神通院医療)	ひとり親家庭等 医療費助成 注5	B型・C型 ウイルス肝炎 医療費助成	被爆者援護事業 に関する申請	子どもの 医療費助成	特定疾病の 負担軽減	後期高齢者 医療制度 (国の制度)	
摘要		保険診療等の自己負担分助成		本文参照	保険診療等の自己負担分助成					本文参照		
区の窓口		保健所・健康相談所				子育て支援課	保健所健康相談所	子育て支援課	国民健康保険課	高齢者医療年金課		
愛の手帳	1度					○					○	
	2					○					○	
	3					△						
	4											
身体障害者手帳	視覚障害	1級				○					○	
		2				△					○	
		3					△				○	
		4										
		5										
		6										
	聴覚障害	2					○					○
		3					△					○
		4										
		6										
	平衡障害	3										○
		5										
	音声言語	3										○
		4										○
	肢体不自由	1					○					○
		2					△					○
		3					△					○
		4										△
		5										
		6										
内部障害	1					○					○	
	2					△					○	
	3					△					○	
	4											
脳性麻痺												
進行性筋萎縮症												
難病			○							△		
精神障害		○			○	△						
精神障害者保健福祉手帳		○			○	△					△	
原爆被爆者								○				
戦傷病者												
年齢制限		18歳未満		18歳未満 (一部20歳 まで)		18歳の年度末 まで(一部20 歳まで)			18歳の年 度末まで		有	
所得制限						有						
併給制限						有			有			

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。



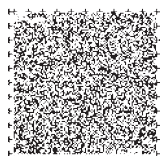
日常生活の援助														
74	74	77	77	77	77	78	78	78	78	78	79	79	79	80
支給	補装具費の 宅改修費の給付 日常生活用具・住 の給付	屋内移動設備 の給付	小児慢性特定疾 病児日常生活用 具給付事業	中等度難聴児 発達支援事業	心身障害者 理美容サービス	障害者 入浴サービス	寝具類洗濯乾燥 サービス	紙おむつの支給 ・おむつ購入費 の助成	機能回復助成 (はり・きゅう ・マッサージ)	点字図書 の給付	重度身体 障害者等緊急 通報システム	重度心身障害者 火災安全 システム	福祉電話の貸与	在宅難病患者 医療機器貸与
本文参照						施設 入浴	訪問 入浴	寝たき りの方	おむつ配送 ・購入費助成	受術券 交付	本文参照			
障害福祉課		保健所・ 健康相談所	障害福祉課		心身障害者 福祉センター		障害福祉課					保健所・ 健康相談所		
	△			△		△	△	△	△				△	△
	△			△		△	△	△	△				△	△
						△								
						△								
△	△			△	△	△	△	△	△		○	△	△	△
△	△			△	△	△	△	△	△		○	△	△	△
△	△				△	△	△				○			
△	△				△	△	△				○			
△	△				△	△	△				○			
△	△			△	△	△	△	△	△			△	△	△
△	△				△	△	△							
△	△				△	△	△							
△	△				△	△	△							
△	△				△	△	△							
△	△	△			△	△	△	△	△	○		△	△	△
△	△				△	△	△	△	△	○		△	△	△
△	△				△	△	△			○				
△	△				△	△	△							
△	△	△			△	△	△	△	△			△	△	△
△	△	△			△	△	△	△	△			△	△	△
△	△	△			△	△	△					△		
				△	△	△	△	△	△					△
					△	△	△	△	△					△
△	△						△			△		△		△
△	△													
										△				
		学齢児 以上	18歳未満 (一部20歳 まで)	18歳 未満	65歳 未満	65歳 未満	65歳 未満	3歳以上 65歳未満	65歳 未満		18歳以上 65歳未満	18歳以上 65歳未満	18歳以上 65歳未満	
有	有	有	有					有	有					有

※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。



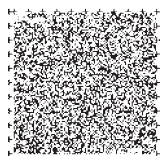
区分		介護・派遣など															
本文ページ		81	81	82	82	82	82	82	83	83	84	84	85				
事項		ホームヘルプサービス	困りごと援助サービス	移動支援	日中一時支援事業	介護事業	重度脳性麻痺者支援事業	重度障害者の大学等修学支援事業	訪問事業	在宅重症(心身障害児(者)等)	福祉サービス(住民参加型在宅福祉サービス)	リボンサービス	手話通訳者派遣	視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業	福祉サービス	福祉サービス(区)の制度	心身障害者(児)緊急一時保護(区)の制度
摘要		本文参照	30分500円	本文参照	1日単位月12回	本文参照	原則週1回	1時間700円也	本文参照			7日間他					
区の窓口		障害福祉課	社会福祉協議会	障害福祉課				保健所・健康相談所	社会福祉協議会	本文参照	社会福祉協議会	障害福祉課					
愛の手帳	1度	△	△	△	○			△	△			△	○				
	2	△	△	△	○			△	△			△	○				
	3	△	△	△	○				△			△	○				
	4	△	△	△	○				△			△	○				
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△	△	△	○			△	△		○	△	△			
		2	△	△	△	○			△	△		○	△	△			
		3	△	△	△	○				△	△		○	△	△		
		4	△	△	△	○				△	△		○	△	△		
		5	△	△	△	○				△	△		○	△	△		
		6	△	△	△	○				△	△		○	△	△		
	聴覚障害	2	△	△		○				△	○		△	△			
		3	△	△		○				△	○		△	△			
		4	△	△		○				△	○		△	△			
		6	△	△		○				△	○		△	△			
	平衡障害	3	△	△		○				△			△	△			
		5	△	△		○				△			△	△			
	音声言語	3	△	△		○				△			△	△			
		4	△	△		○				△			△	△			
	肢体不自由	1	△	△	△	○			△	△			△	△			
		2	△	△	△	○			△	△			△	△			
		3	△	△		○				△			△	△			
		4	△	△		○				△			△	△			
		5	△	△		○				△			△	△			
		6	△	△		○				△			△	△			
	内部障害	1	△	△		○				△			△	△			
		2	△	△		○				△			△	△			
		3	△	△		○				△			△	△			
		4	△	△		○				△			△	△			
脳性麻痺			△			△			△			△					
進行性筋萎縮症			△						△			△					
難病等		△	△	△					△		△	△					
精神障害		△	△	△					△			△					
精神障害者保健福祉手帳		△	△	△					△			△					
原爆被爆者			△						△			△					
戦傷病者			△						△			△					
年齢制限		65歳未満				20歳以上		一部18歳未満					一部15歳以上65歳未満				
所得制限																	
併給制限		有															

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。



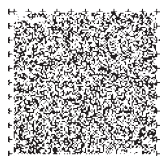
区分		点字・テープなど					障害児	職業・資金の貸付など		
本文ページ		89	89	89	89	90	90	97	102	
事項		(テープ版) 点字版区議会たより ・声の区議会たより	点字広報 声の広報	点字版 としま生活ガイド	障害者福祉の しおり(点字版) ・デイジー版	福祉テレホン サービス	図書館の視覚 障害者等サービス	障害児通所支援	国立職業リハビリ テーション センター	
摘要		年4回	月3回	発行毎	隔年	月2回	本文参照			
区の窓口		区議会議務局	広報課		障害福祉課		中央図書館	障害福祉課	障害福祉課	
愛の手帳	1度	○							△	
	2	○							△	
	3	○							△	
	4	○							△	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○	○	○	○	○	○	△	
		2	○	○	○	○	○	○	△	
		3	○	○	○	○	○	○	△	
		4	○	○	○	○	○	○	△	
		5	○	○	○	○	○	○	△	
		6	○	○	○	○	○	○	△	
	聴覚障害	2	○							△
		3	○							△
		4	○							△
		6	○							△
	平衡障害	3	○							△
		5	○							△
	音声言語	3	○							△
		4	○							△
	肢体不自由	1	○							△
		2	○							△
		3	○							△
		4	○							△
		5	○							△
		6	○							△
	内部障害	1	○							△
		2	○							△
		3	○							△
		4	○							△
脳性麻痺		○								
進行性筋萎縮症		○								
難病		○							△	
精神障害		○							△	
精神障害者保健福祉手帳		○							△	
原爆被爆者		○								
戦傷病者		○								
年齢制限								有	15歳以上	
所得制限										
併給制限										

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。



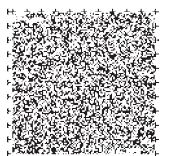
区分		講習会・レクリエーション・社会参加など				人材の養成・ボランティアなど			
本文ページ		108	110	110	110	111	111	112	
事項		区立体育館・プールの使用料	代理・点字投票	郵便等による不在者投票制度	「選挙のお知らせ」に点字シール	リボンサービス協力会員・賛助会員	ハンディキャップの運転協力者	手話講習会	
摘要	本文参照								
区の窓口		各体育施設・障害福祉課	選挙管理委員会			社会福祉協議会		障害福祉課	
愛の手帳	1度	○							
	2	○							
	3	○							
	4	○							
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○			○			
		2	○			○			
		3	○			○			
		4	○			○			
		5	○			○			
		6	○			○			
	聴覚障害	2	○						
		3	○						
		4	○						
		6	○						
	平衡障害	3	○						
		5	○						
	音声言語	3	○						
		4	○						
	肢体不自由	1	○		△				
		2	○		△				
		3	○						
		4	○						
		5	○						
		6	○						
内部障害	1	○		△					
	2	○		△					
	3	○		△					
	4	○							
脳性麻痺									
進行性筋萎縮症									
難病									
精神障害									
精神障害者保健福祉手帳		○							
原爆被爆者									
戦傷病者				△					
年齢制限						協力会員 18歳以上	協力会員 21歳以上75歳未満	15歳以上	
所得制限									
併給制限									

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。



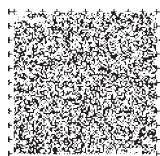
住宅									
113	113	113	113	113	113	114	114	114	115
都営住宅					都営住宅 使用料	UR賃貸住宅 の抽選 優遇制度	住み替え家賃 助成	区営・区立 福祉住宅	安心住まい 提供事業
(一般世帯向 抽せん方式)	(心身障害者 世帯向 ポイント方式)	(車いす利用者 世帯向 ポイント方式)	(単身者用車いす 利用者向 抽せん方式)	(単身者向 抽せん)					
当せん率 の優遇	住宅困窮度に 応じて入居		抽せん	本文参照	特別減額	本文参照	家賃の 差額助成	本文参照	
本文参照							福祉総務課		
○	○			○	○	○	○		△
○	○			○	○	○	○		△
○	○			○	○	△	○		△
○				○			○		
○	○	△	△	○	○	○	○		○
○	○	△	△	○	○	○	○		○
○	○			○		○	○		○
○	○			○		○	○		○
○									
○	○	△	△	○	○	○	○		○
○	○			○		○	○		○
○	○			○		○	○		○
○	○			○		○	○		○
○	○	△	△	○	○	○	○		△
○	○	△	△	○	○	○	○		△
○	○			○		○	○		△
○	○			○		○	○		△
○									
○	○	△	△	○	○	○	○		○
○	○	△	△	○	○	○	○		○
○	○			○		○	○		○
○	○			○		○	○		○
○					△				
						△			
○	△			○	△	△	△		
△									
△	△	△	△						
		障害者が 6歳以上							
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有

※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。



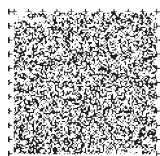
区分		税の軽減									
本文ページ		116			116	116	117	117	118	118	118
事項		住民税の障害者控除			所得税の障害者控除	住民税	自動車税	軽自動車税	相続税	贈与税	関税
摘要		本文参照(同居等)	控除(特別)30万円	控除(一般)26万円	本文参照	所得の合計が135万円以下	本文参照				
区の窓口		税務課			本文参照	税務課	本文参照	税務課	本文参照		
愛の手帳	1度	○	○		○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		○	○	○	○	○	○	
	3			○	○	○	○	○	○	△	
	4			○	○	○			○	△	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○	○		○	○	○	○	○	○
		2	○	○		○	○	○	○	○	○
		3			○	○	○	○	○	○	
		4			○	○	○	△	△	○	
		5			○	○	○			○	
		6			○	○	○			○	
	聴覚障害	2	○	○		○	○	○	○	○	○
		3			○	○	○	○	○	○	
		4			○	○	○			○	
		6			○	○	○			○	
	平衡障害	3			○	○	○	○	○	○	
		5			○	○	○	○	○	○	
	音声言語	3			○	○	○	△	△	○	
		4			○	○	○			○	
	肢体不自由	1	○	○		○	○	○	○	○	○
		2	○	○		○	○	○	○	○	○
		3			○	○	○	△	△	○	
		4			○	○	○	△	△	○	
		5			○	○	○	△	△	○	
		6			○	○	○	△	△	○	
	内部障害	1	○	○		○	○	○	○	○	○
		2	○	○		○	○	○	○	○	○
		3			○	○	○	○	○	○	
		4			○	○	○	△	△	○	
脳性麻痺		△	△	△	△	△					
進行性筋萎縮症		△	△	△	△	△					
精神障害者保健福祉手帳	1級	○	○		○	○	△	△	△	△	
	2・3級			○	○	○					
難病		△	△	△	△	△					
精神障害		△	△	△	△	△				△	
原爆被爆者		○	○		○	○			○	○	
戦傷病者		△	△	△	△	△	△	△	△	△	
年齢制限											
所得制限						有					
併給制限											

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。



区分		各種料金等の軽減									手当・年金			
本文ページ		124	124	125	125	125	125	125	126	127	127	128	128	
事項		水道・下水道料金	NHK受信料	郵便料金	郵便はがきの無料配布 (青い鳥郵便葉書)	都立公園入場料 都立公園駐車場	都立美術館等の観覧料	携帯電話の割引サービス	区立自転車駐車場	粗大ごみ等の処理手数料	ごみのお出前収集	証明書発行機・コンビニ交付	NTT無料番号案内	
摘要		本文参照	全額・半額免除	無料・半額免除等	年1回20枚無料配布	無料	無料	本文参照				無料		
区の窓口		本文参照	本文参照	本文参照				各自自転車駐車場	豊島清掃事務所	総合窓口課 各区民事務所	本文参照			
愛の手帳	1度		△		○	○	○		○				○	
	2		△		○	○	○		○				○	
	3		△			○	○		○				○	
	4		△			○	○		○				○	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△		○	○	○		○		△		○	
		2	△		○	○	○		○		△		○	
		3	△			○	○		○				○	
		4	△			○	○		○				○	
		5	△			○	○		○				○	
		6	△			○	○		○				○	
	聴覚障害	2		△		○	○	○		○		△		○
		3		△			○	○		○				○
		4		△			○	○		○				○
		6		△			○	○		○				○
	平衡障害	3		△			○	○		○				
		5		△			○	○		○				
	音声言語	3		△			○	○		○				○
		4		△			○	○		○				○
	肢体不自由	1		△		○	○	○		○		△		△
		2		△		○	○	○		○		△		△
		3		△			○	○		○				
		4		△			○	○		○				
		5		△			○	○		○				
		6		△			○	○		○				
内部障害	1		△		○	○	○		○		△			
	2		△		○	○	○		○		△			
	3		△			○	○		○					
	4		△			○	○		○					
脳性麻痺														
進行性筋萎縮症														
難病														
精神障害														
精神障害者保健福祉手帳			△			○	○		○		△		○	
原爆被爆者							○							
戦傷病者			△										△	
年齢制限														
所得制限			有											
併給制限														

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。

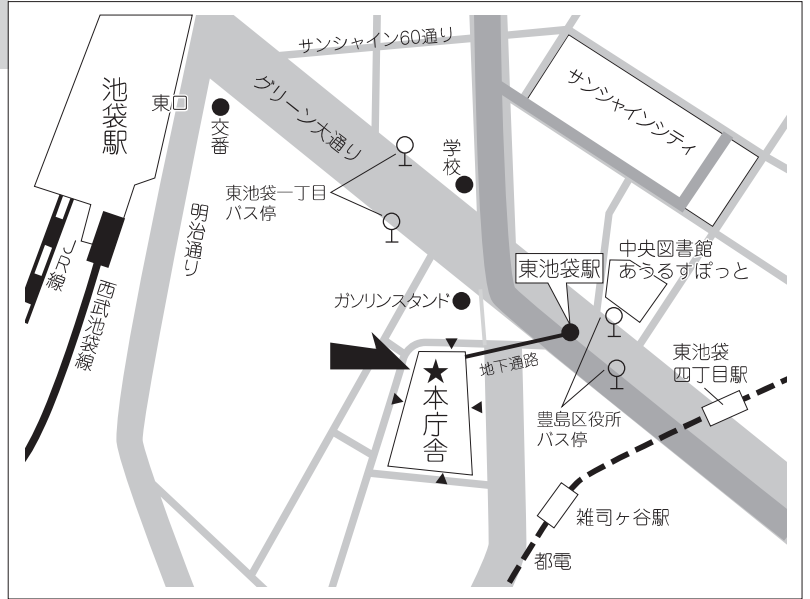


案内図

障害福祉課

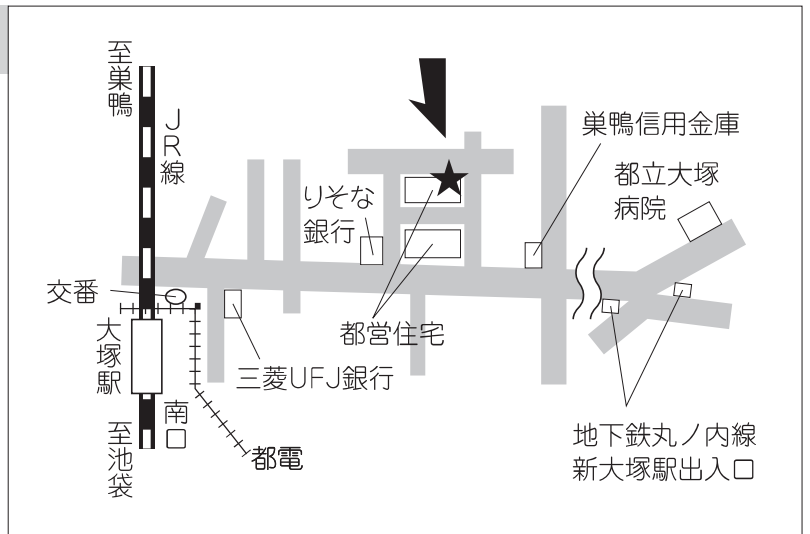
- ・身体障害者支援第一グループ ☎(3981) 2141
 - ・身体障害者支援第二グループ ☎(4566) 2442
 - ・知的障害者支援グループ ☎(3981) 1853
 - ・児童・障害児支援グループ ☎(4566) 2451
 - ・精神障害者福祉グループ ☎(3981) 1988
 - ・発達障害者相談グループ ☎(4566) 2445
 - ・施設・就労支援グループ(就労) ☎(3985) 8330
 - ・施設・就労支援グループ(施設) ☎(3981) 1786
 - ・認定審査グループ ☎(3981) 1406
 - ・給付グループ ☎(3981) 1963
 - ・管理・政策推進グループ ☎(3981) 1766
 - ・事業者指導検査グループ ☎(4566) 2450
- FAX(3981)4303(共通)

所在地／南池袋 2-45-1 本庁舎 4階
 交通機関／●池袋駅東口下車 徒歩約15分
 ●地下鉄有楽町線 東池袋駅下車
 地下通路直結 徒歩約5分
 ●都電荒川線
 「都電雑司ヶ谷駅」
 「東池袋四丁目駅」下車
 徒歩約5分



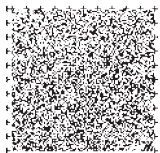
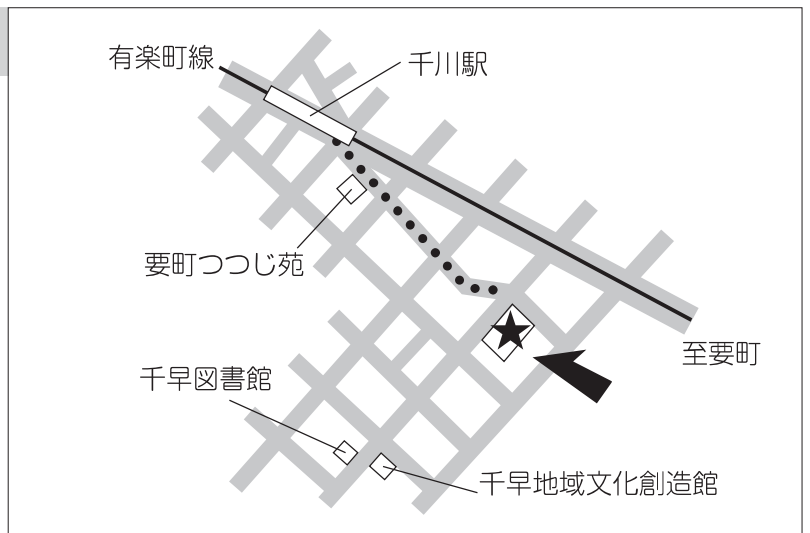
東部障害支援センター

- ☎(3946) 2511
- 所在地／南大塚 2-36-2
- 交通機関／●JR大塚駅南口
 都電大塚駅下車 徒歩約5分
 ●地下鉄丸ノ内線
 新大塚駅下車 徒歩約7分



西部障害支援センター

- ☎(3974)5531
- 所在地／千早 2-39-16 西部区民事務所内
- 交通機関／●地下鉄有楽町線千川駅下車
 3番出口を出て徒歩6分

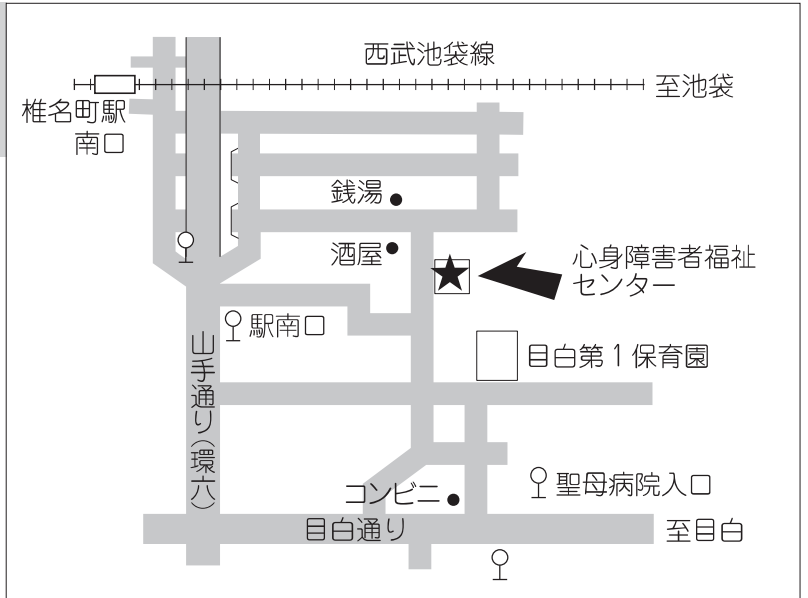


**心身障害者福祉センター
障害者虐待防止センター
目白生活実習所
目白福祉作業所**

心身障害者福祉センター ☎(3953)2811
FAX(3953)9441
障害者虐待防止センター ☎(3953)2870
FAX(3953)9441
目白生活実習所 ☎(3953)4194
FAX(5983)2502
目白福祉作業所 ☎(3953)4195
FAX(5983)2502

所在地／目白5-18-8

- 交通機関／●椎名町駅下車
南口より徒歩約5分
●目白駅より都バス(池65、白61)
西武バス(宿20)
聖母病院入口下車 徒歩約5分
●池袋駅より国際興業バス(池11)
椎名町駅南口下車 徒歩約5分



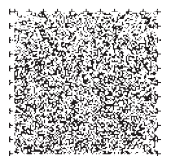
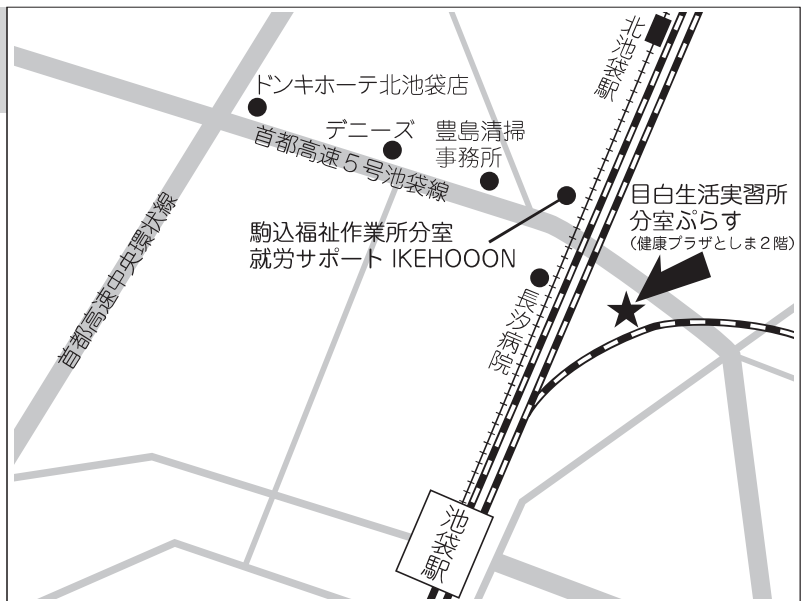
**目白生活実習所分室
ぷらす**

☎(6890)4194 FAX(6772)2502

所在地／上池袋2-5-1

健康プラザとしま2階

交通機関／●池袋駅より徒歩8分



駒込福祉作業所分室 就労サポート IKEHOON

☎(3983)4730 FAX(3983)4731

所在地／池袋本町1-6-12

交通機関／●東武東上線北池袋駅より徒歩6分

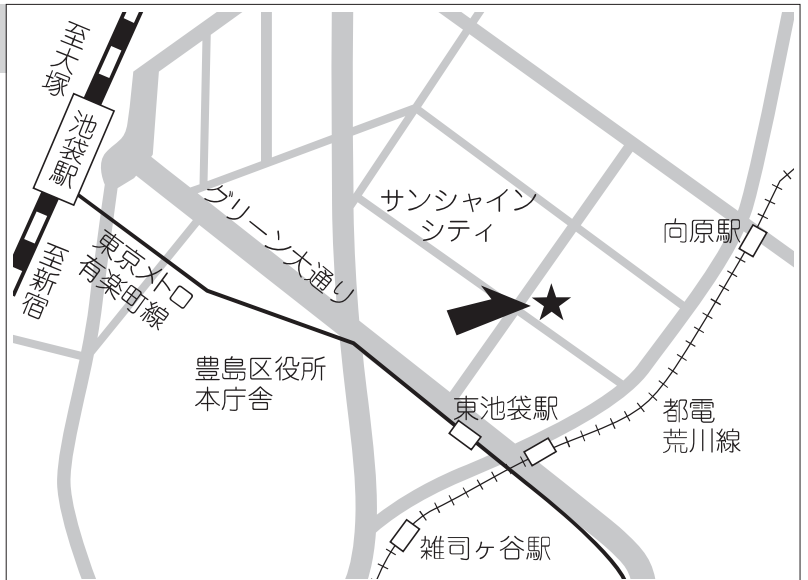


池袋保健所（仮庁舎）

☎(3987)4172 FAX(3987)4178

所在地／東池袋4-42-16

交通機関／●東京メトロ有楽町線東池袋駅下車
徒歩約5分



豊島区児童相談所・ 長崎健康相談所

豊島区児童相談所

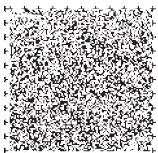
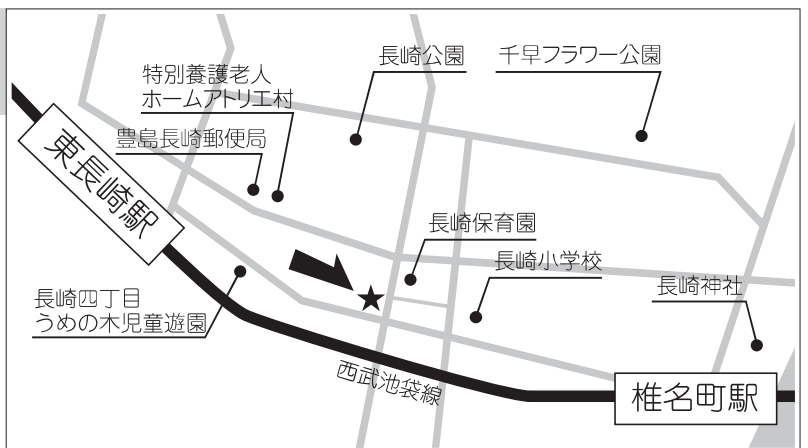
☎(6758)7910 FAX(6758)7919

長崎健康相談所

☎(3957)1191 FAX(3958)2188

所在地／長崎3-6-24

交通機関／●椎名町駅北口下車 徒歩約10分
東長崎駅北口下車 徒歩約10分

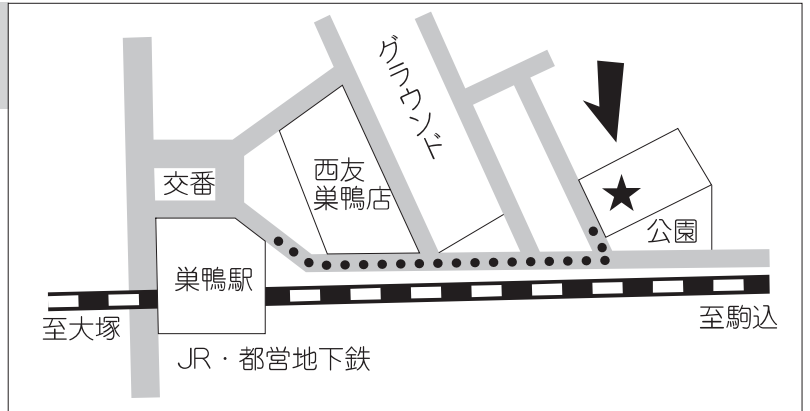


駒込生活実習所 駒込福祉作業所

☎(3910)2301 FAX(3910)2770

所在地／駒込 4-7-1

交通機関／● 巣鴨駅下車 徒歩約5分
● 池袋駅より都バス(草63)
巣鴨駅前下車 徒歩約5分

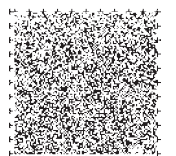
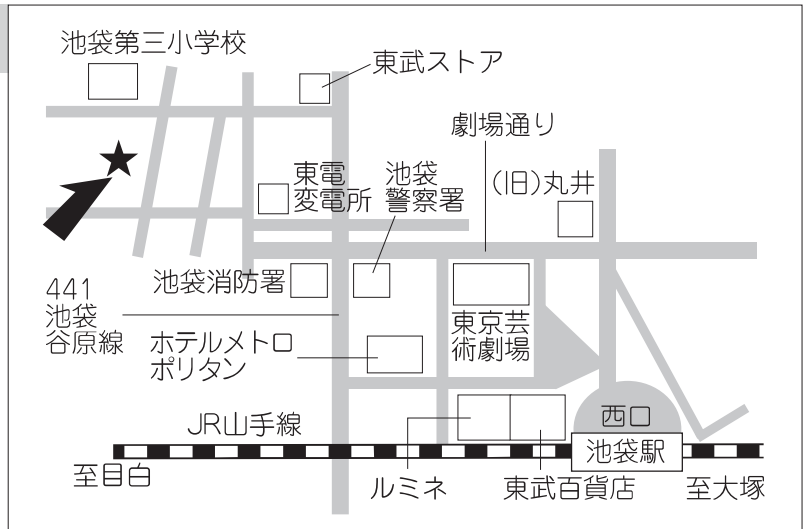


福祉ホームさくらんぼ

☎(5396)9581

所在地／西池袋 3-8-20

交通機関／池袋駅西口下車 徒歩約10分

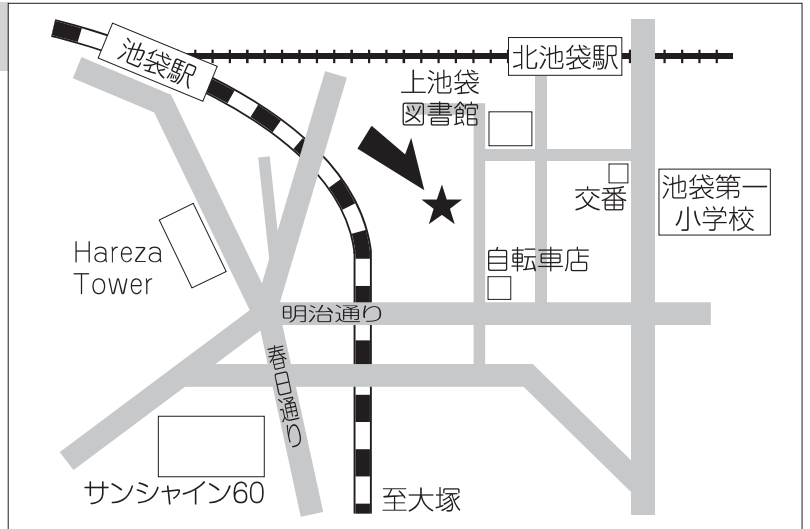


東部子ども家庭支援センター

☎(5980)5275

所在地／上池袋 2-35-22

交通機関／●池袋駅東口下車 徒歩約15分
北池袋駅下車 徒歩約10分

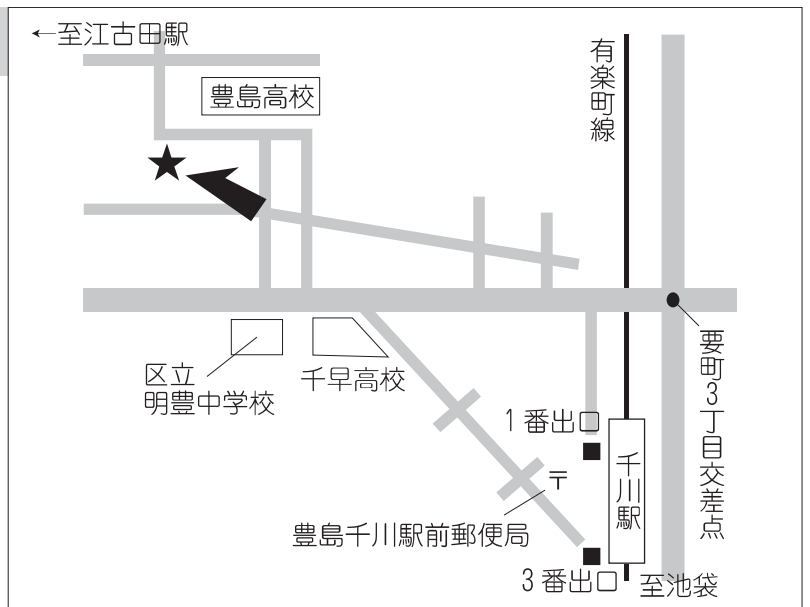


西部子ども家庭支援センター

☎(5966)3131

所在地／千早 4-6-14

交通機関／●地下鉄有楽町線千川駅下車
1番出口を出て徒歩約10分

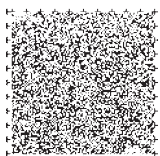
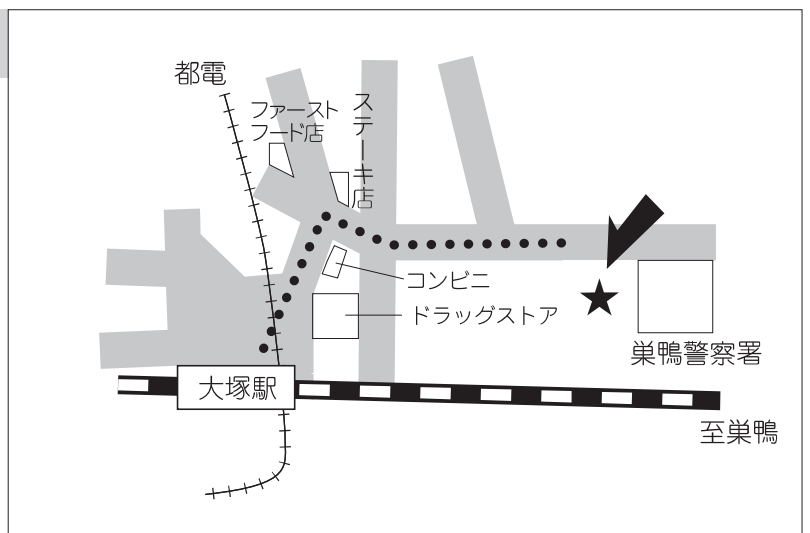


東部区民事務所

☎(3915)9961

所在地／北大塚 1-15-10

交通機関／●JR大塚駅北口下車 徒歩約5分



1. 障害福祉サービス

障害者総合支援法

平成25年4月から、障害者自立支援法を改正する形で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。

①法律の目的

地域社会での共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や日常生活や社会生活を総合的に支援するために制定されました。

この法律に基づき、社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去、日常生活や社会生活の支援を、総合的、計画的に行います。

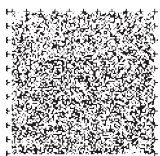
②障害福祉サービスを受けられる方

障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）に関わらず、障害のある方が対象となります。

（※法律の改正等により、各種制度や内容について変更することがあります。）

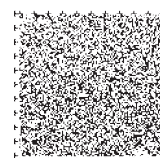
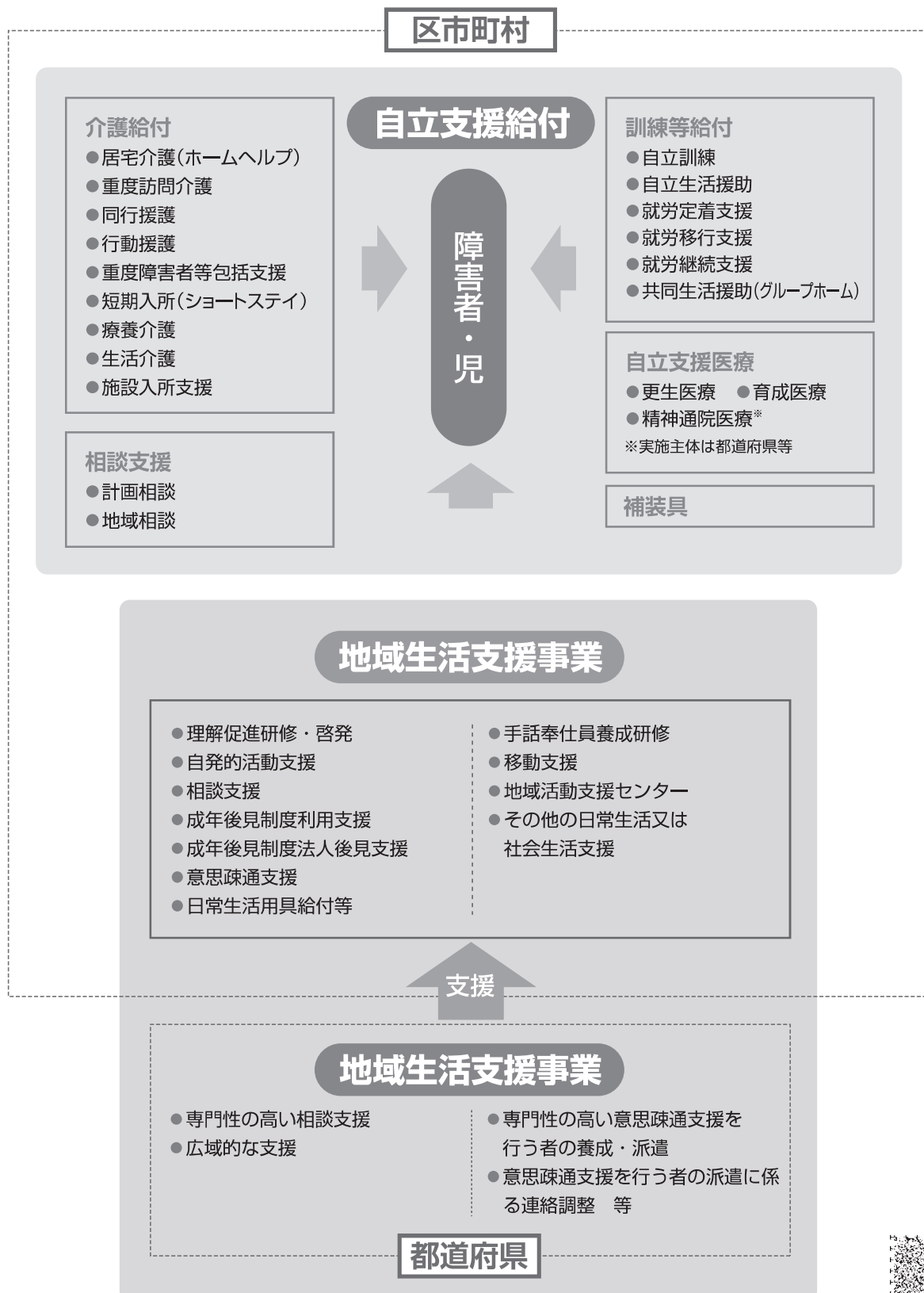
③障害福祉サービスの構成

障害者総合支援法によるサービスは、次の頁の図に示すように「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。



障害者総合支援法によるサービスは、全国共通に実施する「自立支援給付」と地域特性に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児に対しては「児童福祉法」に基づくサービス（P32）があります。



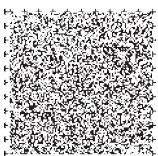
■福祉サービスに係る自立支援給付などの体系

※表中の「㉞」は「障害者」、「㉟」は「障害児」で、それぞれが利用できるサービスです。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」に、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。

1 介護給付 P81～

① 居宅介護（ホームヘルプ）㉞㉟	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 ㉞	重体の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018年（平成30）年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
③ 同行援護 ㉞㉟	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 ㉞㉟	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 ㉞㉟	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所（ショートステイ）㉞㉟	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 ㉞	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 ㉞	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 施設入所支援 ㉞	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



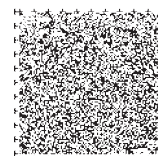
① 自立訓練 ㊦	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援 ㊦	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) ㊦	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④ 就労定着支援 ㊦	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤ 自立生活援助 ㊦	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
⑥ 共同生活援助 (グループホーム) ㊦	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退去し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

※④と⑤は2018(平成30)年の法改正により新設されました。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。

※サービスの内容によって対象が決まっているものもあります。



2. 障害児を対象としたサービス

■児童福祉法によるサービスの概要 P.97～

障害児を対象とするサービスは、区市町村における「障害児通所支援」、都道府県（児童相談所設置自治体）における「障害児入所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画（案）を経て支給決定を受けた後、利用する事業所と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

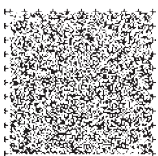
区 市 町 村		
障 害 児 通 所 支 援	児 童 発 達 支 援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	
	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を実施します。
	放 課 後 等 デ イ サービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

都道府県・指定都市・児童相談所設置市		
障 害 児 入 所 支 援	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

■医療的ケア児の利用

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」も、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスを利用することができます。

NICU等での集中治療を経て退院した直後であっても、医師による医療的ケアの必要性等に係る判断によりサービスを利用できます。



■東京都医療的ケア児支援ポータルサイト

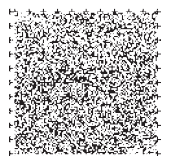
東京都は、医療的ケア児のご家族等がお子さんの成長に応じて必要な情報を得られるよう、「東京都医療的ケア児支援ポータルサイト」を開設し、ライフステージに応じた支援に関する情報や相談窓口等を、分かりやすくまとめて発信しています。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/Medical-Care_Children_Support/

3. 相談支援事業

障害福祉サービスを利用する方がサービスを上手に活用し、安定して生活をするために計画を作成したり定期的に計画の見直しをする「計画相談支援」「障害児相談支援」と、施設や病院から地域で生活を始める方が利用できる「地域相談支援」があります。

事業名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none">●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none">●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、更生保護施設、刑事施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none">●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。



区内の指定特定相談支援事業所一覧

(令和5年4月1日現在)

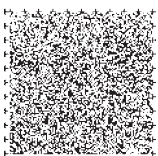
事業所名	所在地	電話番号	主たる対象者
相談支援センターこかげ	東池袋4-5-1 エアライズタワー103	(5958)1997	身体障害者・知的障害者・ 精神障害者
生活サポートセンター・こっとな	長崎2-15-16 小谷ビル 1階	(3959)5941	知的障害者・障害児
あおぞら相談支援センター	南長崎5-29-10 コーポ島忠1階	(5983)0021	身体障害者・知的障害者・ 精神障害者・障害児
豊島区立心身障害者福祉センター	目白5-18-8	(3953)2811	身体障害者
いけぶくろ茜の里 相談支援室	池袋4-15-10	(5960)5231	知的障害者
相談支援事業ゆきわりそう	南長崎6-19-5 ゆきわりそう1階	(6908)3455	身体障害者・知的障害者・ 精神障害者・障害児
相談支援事業所ガーデニング	南長崎5-26-13 2階	(6908)0285	精神障害者
豊島区立目白生活実習所相談支援事業所にし	目白5-18-8	(3953)4194	知的障害者
豊島区立目白福祉作業所相談支援事業所ひだまり	目白5-18-8	(3953)4195	知的障害者
豊島区立駒込生活実習所相談支援事業所ぎゃらりー	駒込4-7-1	(3910)2301	知的障害者
豊島区立駒込福祉作業所相談支援事業所あとリエ	駒込4-7-1	(3910)2301	知的障害者
豊島区立西部子ども家庭支援センター	千早4-6-14	(5966)3131	障害児
Link福祉相談局	東池袋1-25-17 ウエストビル7階	(5957)1179	身体障害者・知的障害者・ 精神障害者・難病・障害児
さくらんぼ特定相談支援事業所	西池袋3-8-20	(5396)9581	知的障害者
相談支援事業所・アニマートとしま	東池袋2-22-4 市川ビル101	(5927)1939	身体障害者・知的障害者・ 精神障害者・難病・ 障害児
イルカ相談支援事業所	池袋4-1-7 アポロ池袋ビル2階	(3988)2688	知的障害者・障害児
豊島区西部障害支援センター特定相談支援事業所	千早2-39-16	(3974)5531	身体障害者・知的障害者
豊島区東部障害支援センター特定相談支援事業所	南大塚2-36-2	(3946)2511	身体障害者・知的障害者
相談支援事業所ゆうかり	千早2-29-6	(3554)8284	精神障害者
相談支援事業所モア	池袋2-24-17	(6384)4766	身体障害者・知的障害者・ 障害児
らっく相談支援事業所	南大塚3-44-13-602	(5953)5310	身体障害者・知的障害者・ 精神障害者

他区の事業所情報

東京都障害者サービス情報

障害者総合支援法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた
事業所を検索することができます。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp>



4. 利用の手続き

■相談・申請窓口

サービスの利用を希望する方は、窓口（P43）に申請します。

■サービス利用までの流れ

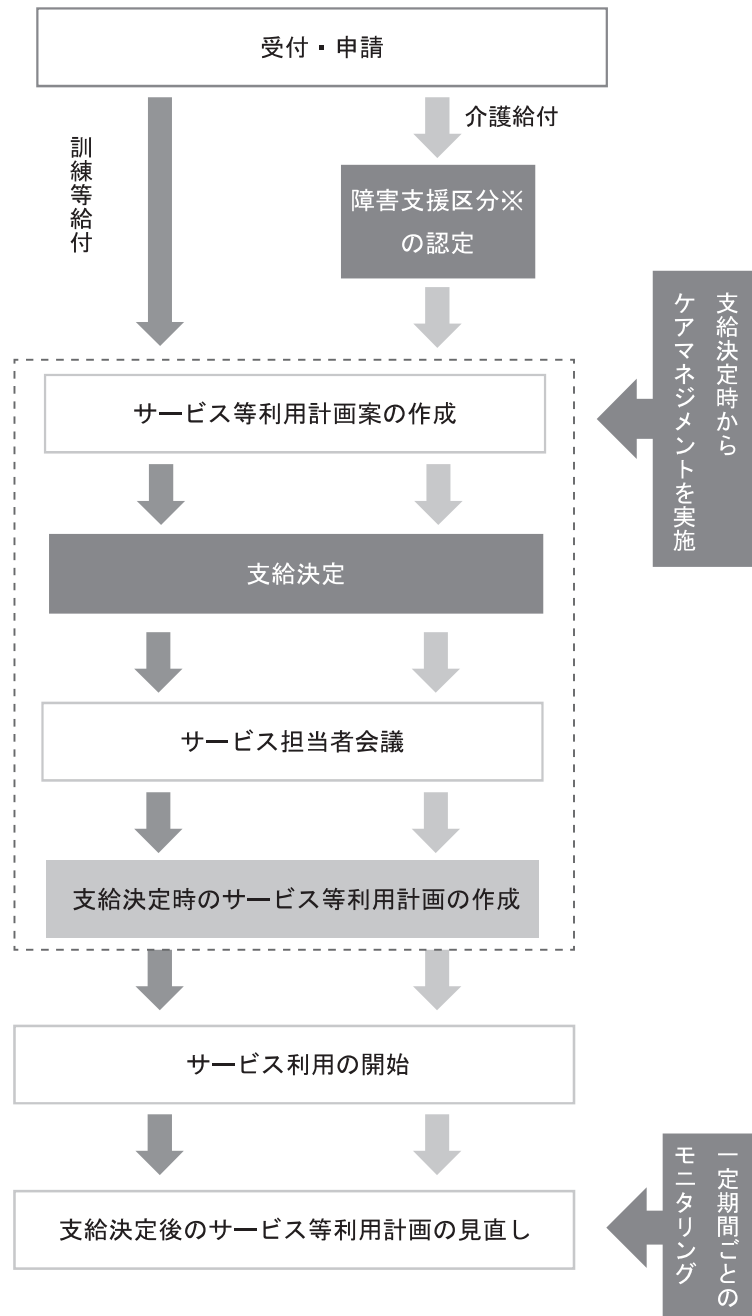
障害支援区分※が必要なサービスを利用する場合は障害支援区分の認定を受けます。

利用者は、「指定特定相談支援事業所」の相談員と相談をして、サービス等利用計画案を作成してもらい、区に提出します。

区は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。

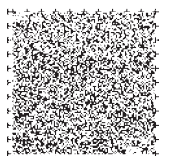
「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。その後サービス利用が開始されます。

■支給決定プロセス



※障害支援区分とは

障害の特性や心身の状態などに応じて、必要とされる支援、介助の度合いを示すものです。非該当又は区分1から区分6までの区分が認定されます。



■利用者負担上限月額について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて負担上限月額が設定され、ひと月ごとのサービスの利用量に関わらず、上限月額以上の負担は生じません。

【障害者】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	区民税非課税	0円
一般1	区民税所得割額16万円未満	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

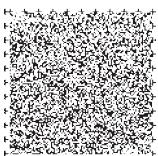
【障害児】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税	0円
一般1	所得割額28万円未満(20歳未満の入所施設利用者を含みます。)	4,600円 通所・ホームヘルプ
		9,300円 入所施設
一般2	上記以外	37,200円

入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【所得を判断する世帯の範囲】

- 18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）：障害者本人とその配偶者
- 障害児（施設に入所する18、19歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳での世帯



■利用者負担の軽減について

高額障害福祉サービス費

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合、負担上限月額が変わらず、これを超えた分が還付されます（償還払い方式により後で返還となります）。また、H24年4月から、新たに補装具費も合算対象になりました。

補足給付

- ・ 20歳以上で入所施設を利用する場合、負担上限月額の区分が「生活保護」「低所得」の方は、一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- ・ 20歳未満で入所施設を利用する場合、負担上限月額に応じて一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- ・ グループホームの利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

食事提供体制加算

通所施設を利用する場合、月額負担上限額の区分が生活保護、低所得、一般1の方は、食費の負担の軽減があります。

医療型個別減免

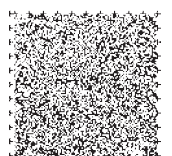
- ・ 20歳以上で医療型施設や療養介護の利用者（低所得世帯の方）は、一定額が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。
- ・ 20歳未満で医療型施設や療養介護の利用者の方は、一定額が手元に残るように負担限度額を設定し、限度額を上回る額については減免されます。

生活保護移行防止

利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで福祉サービス費の利用者負担や食費等の実費負担を引き下げます。

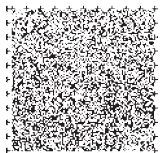
多子軽減措置

同一の世帯に、障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用している未就学児や幼稚園・保育所に通う児童が二人以上いる場合、利用者負担の軽減があります。



5. 豊島区の地域生活支援事業

事業名	事業内容	対象者
障害者に対する理解を深める啓発事業	障害当事者や障害者支援の専門家による「障害者サポート講座」開催により、障害者理解の促進及び障害者支援の方法を周知します。	区内在住の方 等
相談支援事業	障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のための必要な援助を行います。(→33ページ)	身体障害の方 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方 障害者の方の家族・関係者 障害児
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談に対応します。(→129ページ)	身体障害の方 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方 障害児
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の区長申立てに要する経費及び後見人等の費用を助成します。(→49ページ)	知的障害の方 精神障害の方
意思疎通支援者派遣事業	①聴覚障害者の社会参加を援助し、コミュニケーション確保のために手話通訳者を派遣します。(→83ページ) ②聴覚障害者への手話通訳派遣のコーディネート及び登録手話通訳者研修会の開催等を実施します。(→112ページ)	聴覚障害の方
意思疎通支援事業（手話講習会）	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区の登録手話通訳者の育成と普及のための教室です。入門・応用・専門・養成コースの4コースがあります。(→112ページ) 点字図書のご提供(→78ページ) 	区内在住、在勤、在学の方等
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者等に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。(→74ページ)	身体障害の方 知的障害の方 難病等の方 障害児
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行います。(→82ページ)	身体障害の方（視覚・全身性・下肢・体幹1・2級） 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方 障害児



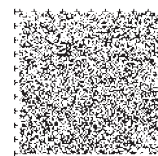
事業名	事業内容	対象者
地域活動支援センター事業Ⅰ型（相談支援事業型）	地域活動支援センターⅠ型（相談支援事業型）では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者の方に対して、相談支援、創作的活動、社会適応訓練、余暇的事業を行います。（→135ページ）	身体障害者の方 知的障害者の方 精神障害者の方 難病等の方 高次脳機能障害の方
地域活動支援センター事業Ⅱ型	地域活動支援センターⅡ型では、地域において雇用・就労が困難な身体障害者の方に対して、機能訓練、余暇活動、入浴などを提供し、充実した生活が送れるよう支援します。（→135ページ）	18歳以上65歳未満の身体障害者の方
地域活動支援センター事業Ⅲ型	地域活動支援センターⅢ型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者の方に対して、創作的活動、生産活動、社会適応訓練、余暇的事業などを事業所ごとに行います。（→135ページ）	身体障害者の方 知的障害者の方 精神障害者の方
障害者入浴サービス	自宅以外で入浴することが困難な障害者の方に、浴槽を自宅に持ち込み入浴サービスを行います。（→78ページ）	身体障害の方 知的障害の方
精神保健福祉講演会	精神障害者、その家族、ボランティアを対象とした講演会等を実施します。	精神障害の方及びその家族、ボランティア
日中一時支援事業	日中、障害者福祉サービス事業所等において、障害児等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他区が認めた支援を行います。（→82ページ）	身体障害の方 知的障害の方 精神障害の方 障害児の方
芸術・文化講座開催等事業	作品展などの芸術・文化活動を設けるとともに障害者の方の創作意欲を助長するための環境整備や支援を行います。（→109ページ）	身体障害の方 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方
・自動車運転教習費の助成 ・重度身体障害者用自動車改造費の助成	障害者が自動車運転免許取得、または自動車の一部を改造する際、その費用の一部を助成します。（→86・87ページ）	身体障害の方 知的障害の方（運転免許助成のみ）

利用者負担があるものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

窓口一覧

対象者	窓口	電話番号	ファックス
身体障害の方	障害福祉課 身体障害者支援第一グループ	(3981)2141	(3981)4303
	身体障害者支援第二グループ	(4566)2442	(3981)4303
	東部障害支援センター	(3946)2511	(3943)9763
	西部障害支援センター	(3974)5531	(3959)8260
知的障害の方	障害福祉課 知的障害者支援グループ	(3981)1853	(3981)4303
障害児の方	障害福祉課 児童・障害児支援グループ	(4566)2451	(3981)4303
発達障害の方	障害福祉課 発達障害者相談グループ	(4566)2445	(3981)4303
精神障害の方 難病等の方	障害福祉課 精神障害者福祉グループ	(3981)1988	(3981)4303
	池袋保健所 健康推進課	(3987)4172	(3987)4178
	長崎健康相談所	(3957)1191	(3958)2188
高次脳機能障害の方	障害福祉課 心身障害者福祉センター	(3953)2811	(3953)9441
障害のあるお子さん	障害福祉課 児童・障害児支援グループ	(4566)2451	(3981)4303
	子ども家庭支援センター 西部子ども家庭支援センター	(5966)3131	(5966)3137

※サービスにより担当課が異なる場合があります。



障害者差別解消法

平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます）が施行されました。

この法律は、障害のあるなしに関わらず、全ての人々が互いに認め合い、共に生きる社会を目指しています。

法律の目的

この法律は、国や都道府県、区市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

障害者の範囲

この法律では、手帳を持っている人だけでなく、心身の障害がある人で、社会的障壁によって、日常生活や社会生活に制限を受けている人すべてが対象です。

不当な差別的取扱いの禁止

障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたりするなどにより、障害者の権利や利益を侵害することを禁止しています。

（例）盲導犬を連れた人が「動物は店に入れることができない」という理由でレストランの入店を拒否された。

合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮」と言います。重すぎる負担があるときもその理由を説明し、別のやり方を提案・検討することが求められています。

（例）知的障害がある人に対して、資料にふりがなをふったり、分かりやすい言葉に変えたものを提供する。

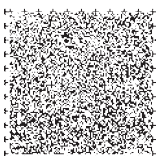
	行政機関	民間事業者など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務※

※令和3年5月の法改正により、令和6年4月1日から「法的義務」。東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例では「義務」。

豊島区の取り組み

豊島区では、職員が適切に対応できるよう、「職員対応要領」や「職員対応マニュアル」を作成しました。また、区民の方へ向けて講演会の開催やリーフレットの配付等に取り組んでいます。

他にも、関係機関等による「豊島区障害者権利擁護協議会」を設置し、情報共有や差別解消に向けた取り組みに関する協議を行い、地域の相談・紛争解決のためのネットワーク構築を行っています。



窓口

障害福祉課 管理・政策推進グループ
電話(3981)1766 FAX(3981)4303

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

平成30年10月1日東京都にて、共生社会・ダイバーシティの実現に向け、**「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」**が施行されました。
「障害者差別解消法」との相違点等、ポイントは下記の3つです。

① 「合理的配慮の提供」の義務化（対象：都内で事業を行う事業者）

	障害者差別解消法		都条例
	行政機関	民間事業者など	行政機関・民間事業者など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務	法的義務

② 紛争解決の仕組みの整備

相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって解決を図ります。新たに調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組み。

③ 広域支援相談員の設置

広域支援相談員は障害者差別に関する相談を障害者や関係者からだけでなく、**民間事業者からも**受け付けます。

豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例

平成31年4月1日豊島区にて、**「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」**が施行されました。

この条例は、手話が言語であることへの理解を広め、障害のある人もない人もお互いに理解し合うための多様な意思疎通手段を使えるよう、進めていくことを定めています。

基本理念

- ①手話は長い間大切に使われてきたことばです。そのことを大事に、手話に対する理解を広めていきます。
- ②障害のある人もない人も、お互いに理解し合うために、色々な意思疎通手段を使えるよう進めていきます。

窓口

障害福祉課 管理・政策推進グループ
電話(3981)1766 FAX(3981)4303

